

お知らせ 令和3年福島県沖地震 中小企業等グループ補助金説明会が開催されます

2月13日発生の福島県沖地震で被災した中小企業等を対象に、事業用施設・設備の修繕費用を補助する制度（グループ補助金）が設けられます。

複数の事業者でグループを組織し、『復興事業計画』を策定し、それが福島県に認定されることで申請対象となる制度です。国見町においては町商工会が町内の被災事業者を対象にグループの組織化を行う予定となっていますが、補助を受けるには様々な適用要件があります。

次の日程により説明会を開催しますので、加入・申請を検討している事業者の方は必ず参加ください。

■日程

4月26日(月) 午前の部 9時～12時 午後の部 1時～4時 (定員 各30名)

■場所

国見町商工会館 会議室 (藤田字南20)

■対象

福島県沖地震で事業用資産が被災した国見町内の中小事業者

■内容

(1) グループ補助金制度にかかる説明 (1時間程度) (2) 個別相談会

■申込み

4月23日(金)まで国見町商工会へ電話で申込みください。(☎585-2280 平日 午前9時～午後5時)

■その他

- ①新型コロナウイルス感染予防のため、マスク着用徹底の上、1事業所1名までを上限とします。
- ②三密防止のため、午前・午後の部で人数調整をさせていただく場合がありますのでご了承ください。

☎国見町商工会 ☎585-2280

お知らせ マイナポイントの対象となるマイナンバーカードの申請期間が延長されます

マイナポイントの対象となるマイナンバーカードの申請期間について、令和3年3月までとなっていたが、令和3年4月まで1か月延長されました。4月末までにマイナンバーカードを申請した方に限り、マイナポイントの手続き期間が9月までとなります。

マイナポイントはご自身のスマートフォンやパソコンのほか、コンビニなどのATM等からでも手続きが可能です。また、操作が難しい方向けに役場窓口でも手続きの支援を行っています。

■役場での支援手続きに必要なもの

- ①マイナンバーカード及びマイナンバーカードの利用者証明用電子証明書の暗証番号(数字4桁)
- ②キャッシュレス決済の決済サービスID及びセキュリティコード

※キャッシュレス決済ごとに異なります。また、事前登録が必要な場合もありますので、詳しくは各キャッシュレス決済事業者へ問い合わせください。

■支援窓口

企画調整課総合政策係

【マイナポイントの手続き支援について】

☎企画調整課総合政策係 ☎585-2217

【マイナポイント全般について】

☎マイナンバー総合フリーダイヤル

☎0120-95-0178 ※ダイヤル後「5番」を選択

お知らせ

75歳以上の方にマイナンバーカード交付申請書を送付

後期高齢者医療広域連合では、令和2年10月31日時点で75歳以上の方へマイナンバーカード取得のための申請書を送付しています。申請、取得がお済でない方はこの機会にぜひ申請してください！

※対象の方がマイナンバーカードを持っている、いないにかかわらず送付されています。

(カードを取得済み、申請済みの方は手続き不要です。)

■場所

住民防災課戸籍係 (庁舎1階 緑の窓口1番)

■時間

平日(午前8時30分から午後5時15分まで) ◎窓口延長日(木曜日)は午後7時まで

■注意

希望する方は、本人確認書類(免許証など)、通知カードを持参してください。

窓口が混雑している場合はお待ちいただく場合があります。時間に余裕を持って来庁ください。

■窓口混雑状況の目安

休日前後の午前中、特に10時～12時は大変混雑する傾向にあります。

来庁する際には、なるべくこの時間帯を避けて時間に余裕を持って来庁ください。

※詳しくは国見町ホームページをご覧ください。

☎住民防災課戸籍係 ☎585-2115

お知らせ

議会報告懇談会の中止

3月議会定例会後、例年4月に開催している各地区での「議会報告懇談会」は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止します。

なお、定例会の内容につきましては、4月27日発行予定の「くにも議会だより3月議会号」及び議会ホームページをご覧ください。

☎議会事務局 ☎585-3295

お知らせ

粗大ごみ収集日と ごみの出し方

町による粗大ごみ収集日 **5月12日(水)、26日(水)**

粗大ごみを出すときは、収集日の前日(平日)の午前8時30分から午後5時15分までに、品目・数量・ごみ置場の番号を住民防災課へ連絡してください。受付の無いものは収集いたしません。

ごみの出し方のルールを守ってください

- ・ごみ袋に名前を書いて出してください。
- ・プラスチックのごみ袋には、水洗い等で簡単に汚れが落ちたものだけを入れてください。汚れがあるものは「もやせるごみ」として出してください。
- ・ごみ置場にごみを出す際は、必ずネット等をかけるなどして、カラス等がいたずらしないよう注意してください。

☎住民防災課環境防災係 ☎585-2116

お知らせ

不法投棄は犯罪です

- ・不法投棄とは法律(廃棄物の処理及び清掃に関する法律)に反して決められた場所以外に、廃棄物を投棄することです。
- ・「少しくらいなら」と不法投棄した場合、「法律第25条第1項第14号」に違反することになり、【5年以下の懲役若しくは1千万円以下の罰金】に処され、またはこれを併科されます。「知らなかった」としても法律に反していれば逮捕されることもあります。



不法投棄はダメ！ゼッタイ！

☎住民防災課環境防災係 ☎585-2116